

山 梨 県 保 安 林 管 理 要 綱

平成 12 年 3 月 31 日

治山第 3 - 212 号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

治山第 239 号

第 1 総 則

（目的）

- 第 1 条** この要綱は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）及び山梨県森林法施行細則（平成 12 年山梨県規則第 52 号。以下「山梨県規則」という。）に定めるもののほか、保安林の管理について必要な事項を定めることにより、保安林に係る適正かつ円滑な管理に資することを目的とする。
- 2 この要綱は、法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するための民有林に係る保安林の指定、指定の解除、指定施業要件の変更及びその他の保安林に関する事務の処理について適用する。

（保安林の種類）

第 2 条 保安林は、その指定の目的により次のとおり区分される。

- （1）飛砂防備保安林
- （2）防風保安林
- （3）水害防備保安林
- （4）潮害防備保安林
- （5）干害防備保安林
- （6）防雪保安林
- （7）防霧保安林
- （8）なだれ防止保安林
- （9）落石防止保安林
- （10）防火保安林
- （11）魚つき保安林
- （12）航行目標保安林
- （13）保健保安林
- （14）風致保安林

第 2 指定施業要件

（指定施業要件）

第 3 条 保安林の指定に伴い定める指定施業要件（法第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）については、政令別表第 2 に準拠するほか、次によるものとする。

（1）伐採の方法の基準

① 主伐に係るもの

- ア 指定施業要件として定める伐採の方法は、別表 1 により定めるものとする。
- イ 伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。
- ウ 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、前記ア及びイによるほか、これら以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。伐採方法の特

例は、当該保安林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが 10 年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から 10 年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないことができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

エ 伐採種は、当該森林の地況、林況等を勘案して、地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

② 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

(2) 伐採の限度の基準

・ 主伐に係るもの

ア 指定施業要件として定める立木の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。

イ 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち 1 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を政令別表第 2 第 2 号（一）イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき法第 34 条第 1 項の許可（以下「立木伐採許可」という。）をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

ウ 政令別表第 2 第 2 号（一）ロの 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として次の範囲内において伐採跡地からの土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して個別にきめ細かに定めるものとする。なお、保安林等の指定を円滑に進めるため、皆伐面積の限度を定める際には森林所有者の意向を十分に把握するものとする。

（ア）飛砂防備、干害防備及び保健保安林にあつては 10 ヘクタール以下

（イ）その他の保安林（当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものに限る。）にあつては 20 ヘクタール以下

エ 前第 1 号の①のウにより樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めないものとする。

オ 省令第 56 条第 3 項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の 30 パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には 40 パーセント）以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の 30 パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には 40 パーセント）以上となる時期において推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10 分の 1 の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して 10 分率をもって表すものとする。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いるものとする。

カ 政令別表第 2 第 2 号（一）ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森

林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。

(3) 植栽の基準

政令別表第2第3号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。この場合において、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として、定めるものとする。

① 方法に係るもの

ア 基準

- a 省令第57条第1項の「満1年未満の苗にあっては、同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること」については、県等が定める山行苗木の流通規格に定められている2年生以上の苗の根元径及び苗長と比較することをもって、満1年未満の苗が同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有していることの妥当性を判断するものとする。ただし、コンテナ苗等の規格に苗齢に関する区分がない場合は、その規格が記載された申請書類を添付させ、2年生の苗が含まれるか否かを確認することをもって判断するものとする。なお、樹盛が旺盛である、根張りが良い、損傷がない等植栽しようとする苗が健全であることに留意するものとする。
- b 保安林において満1年未満の苗を植栽しようとする場合は、苗を生産する事業者等に苗齢並びに根元径及び苗長を表示した林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項に規定する生産事業者表示票を確実に添付するよう指導し、当該表示票を確認する方法、国庫補助事業等の造林検査要領等において苗の規格に関する検査項目が設定されている場合には、当該検査に使用した苗木受払簿等の書類の内容を確認する方法等、状況に応じて書面を中心として苗齢並びに根元径及び苗長を確認するものとする。

イ 植栽本数

- a 省令第57条第2項第1号において、省令付録第8の算式により算出された本数が3,000本を超える場合の植栽本数は、3,000本とする。なお、省令付録第8の算式の算出結果は、別表2のとおりである。
- b 省令第57条第2項第2号について、次の条件に適合する場合の植栽本数は、植栽本数を定めようとする森林が所在する市町村の市町村森林整備計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数であって、当該市町村のおおむね過半の区域において、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある方法に基づく本数であり、かつ、当該林分における保育作業（鳥獣害対策を含む。）の実績から、確実に更新を図ることが可能であると見込まれる本数とする。ただし、植栽本数を定めようとする森林が、2以上の市町村にわたり、かつ、これらの市町村の市町村森林整備計画に差異があることによって、当該保安林の効率的な施業に支障を来す場合にあっては、市町村森林整備計画に代えて地域森林計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数とすることもできるものとする。
 - (a) 「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」については、急傾斜地である等個々の森林の地形や土壌の現況からして、土砂の流出又は崩壊が発生しやすいものでないこと、雪崩による被害のおそれがないことなど、植栽本数を減じることによって周囲の森林に影響を与えるおそれがない場合とする。
 - (b) 「自然的社会的条件からみて効率的な施業が可能である」ことについては、自然的条件にあっては、地形、気象、土壌等の要因から苗の活着及び生育に不向

きな立地ではないこと、社会的条件にあつては、植栽本数を定めようとする森林へのアクセスに問題がなく、伐期に至るまで間伐等の施業が継続的に実施されているなど植栽後の苗の管理が適切に実施できる立地であることについて確認するものとし、植栽後に効率的な施業が可能である場合とする。

② 樹種に係るもの

政令別表第2第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができる。

第3 保安林の指定

(申請書の受理等)

第4条 保安林指定申請書に添付する図書は山梨県規則第12条第1項及び第2項に定めるもののほか別表3のとおりとする。これらの図書が不備又は添付されていない場合には、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、却下するものとする。なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

2 法第27条第1項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者
- (2) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表2を基本的な考え方とし、現地の実態も踏まえながら適切に対処するものとする。

3 省令第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、山梨県規則第12条第2項及び前項に基づき、次に掲げる書類により判断するものとする。

- (1) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者であつて、その土地が登記されている場合
 - ① 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人(以下「登記名義人」という。)である場合には、登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)
 - ② 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類
- (2) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者であつて、その土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類
- (3) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

(意見書の提出等)

第5条 法第32条第1項の意見書(以下「意見書」という。)を提出した者(以下「意見書提出者」という。)が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判

断は、前第4条第2項及び第3項を準用するものとする。

- (1) 意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

なお、意見書に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとする。

- (2) 意見書が、省令第51条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないもの、その他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。
- (3) 提出された意見書が、法第32条第1項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、却下するものとする。なお、これらの却下は、意見書提出者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。
- (4) 法第32条第2項の規定に基づき知事が行う意見の聴取については、省令第52条の規定を準用するものとする。
- (5) 法第32条第3項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の事項を記載するものとする。
 - ① 意見聴取会の開始時期
 - ② 意見書提出者が代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨
 - ③ 陳述の時間を制限する必要があるときは、各意見書提出者又はその代理人の陳述予定時間
 - ④ 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨
- (6) 意見書提出に伴う意見聴取会については山梨県規則第13条に、公示については同規則第17条に定めるところによるが、当該公示は関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示して行うものとする。

第4 保安林の解除

(解除の要件)

第6条 法第26条の2第1項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受益の対象が消滅したとき。
 - (2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。
 - (3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。
 - (4) 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。
- 2 法第26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。
- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できるとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
 - (2) 国等以外の者が実施する事業のうち、別表12に掲げる事業に該当するもの
 - (3) (1)又は(2)に準ずるもの
- 3 前第1項又は第2項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域に

における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

(1) 「指定の理由の消滅」による解除

① 級地区分

別表４の第１級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第２級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来しないと認められる場合に限り転用解除を行うものとする。

② 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

③ 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

ア 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。

イ 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

④ 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

ア 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

イ 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

ウ 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

エ イ及びウの土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされている、又はなされることが確実であること。

オ 事業者に当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

⑤ 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

⑥ その他の満たすべき基準

ア 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

イ アの代替施設の設置等については、別表５に示す基準に適合するものであること。

ウ イのほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等につ

いては、別表 5 に示す基準に適合するものであること。

(2) 「公益上の理由」による解除

ア 国等が行う事業による転用の場合

① 級地区分

別表 4 の第 1 級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地については、(1)の①を準用するものとする。

② 用地事情

(1)の②を準用するものとする。

③ 面積

(1)の③を準用するものとする。

④ 実現の確実性

(1)の④を準用するものとする。

⑤ その他の満たすべき基準

(1)の⑥を準用するものとする。

イ ア以外の場合

① 級地区分

アの①を準用するものとする。

② 用地事情

(1)の②を準用するものとする。

③ 面積

(1)の③を準用するものとする。

④ 実現の確実性

(1)の④を準用するものとする。

⑤ 利害関係者の意見

(1)の⑤を準用するものとする。

⑥ その他の満たすべき基準

(1)の⑥を準用するものとする。

(解除の手續)

第 7 条 法第 27 条第 1 項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者については、第 4 条第 2 項を準用するものとする。

2 省令第 48 条第 1 項第 2 号に規定する申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、前項に基づき第 4 条第 3 項の書類により判断するものとする。

3 山梨県規則第 12 条第 4 項第 4 号の参考となるべき図書は別表 6 のとおりとする。これらの図書が不備又は添付されていない場合には、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、却下するものとする。なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

4 省令第 48 条第 2 項第 3 号については、次によるものとする。

(1) 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとする。

① 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

② 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(2) 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとする。

- 5 省令第48条第2項第4号の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。
- 6 省令第48条第2項第5号の「資力及び信用があることを証する書類」については、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類を添付することをもって代替できるものとする。
- 7 省令の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）12の注意事項4の「事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類」については、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類より事業等を実施するために必要な能力を確認できる場合には、当該書類を添付することをもって代替できるものとする。
- 8 意見書提出者が当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、前第4条第2項及び第3項を準用し、意見の聴取については、前第5条を準用するものとする。
- 9 代替施設の設置等の確認は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（意見書の提出があったときは、これについて法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。
また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、同項に基づき改めて告示を行うなどの手続きを行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。
本項の確認は、次のものについて行うものとする。
 - (1) 法第26条の2第1項の規定による解除
 - (2) 法第26条の2第2項の規定による解除であって政令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

第5 保安林の指定施業要件の変更

（指定施業要件の変更を行う場合）

- 第8条** 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第33条の2第2項の申請がなくても、同条第1項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。
- 2 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、法第34条第2項の許可（以下「作業許可」という。）を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

（指定施業要件の変更の手続）

- 第9条** 法第33条の2第2項並びに第33条の3において準用する第27条第2項及び第3項の規定に基づく指定施業要件の変更に係る申請書の受理については、前第4条を準用するものとする。
- 2 法第33条の3において準用する第32条の規定に基づく意見の聴取については、前第5条を準用するものとする。

第6 立木伐採許可及び届出

(皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢)

第10条 政令別表第2第2号(一)イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均林齢とし、当該林齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = au_1 + bu_2 + cu_3 + \dots$$

u : 平均林齢

u_1 、 u_2 、 u_3 … : 各樹種の標準伐期齢

a、b、c … : 各樹種の期待占有面積歩合

第11条 【削除】

(許可申請の適否の判定)

第12条 政令別表第2第1号(一)ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

- (1) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採
- (2) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

2 政令別表第2第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度ではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とする。

3 政令別表第2第2号(一)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地(連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。)又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、政令別表第2第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。

4 省令第56条第1項の「前回の択伐」には、省令第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

5 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における省令第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。

6 省令第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

7 省令付録第8の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第10条の式によって算出して得た平均林齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

8 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐

採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

- 9 許可に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さない認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さない場合は、この限りでない。

(許可申請の処理)

第13条 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。

- (1) 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。
 - (2) 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。
 - (3) 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。ただし、申請者が過去3年の間に県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項第6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。
- 2 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、別表7の別紙様式第1号又は第2号を作成するものとする。
- 3 前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び申請者が補正の指示に従わないときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 4 政令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。
- 5 立木の伐採について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

(許可の条件)

第14条 法第34条第6項の規定に基づき立木伐採許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、第12条第9項のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

（縮減）

第 15 条 皆伐による立木伐採許可申請（２月１日の公表に係るものを除く。）について、政令第４条の３第１項第１号の規定により縮減するに当たり、政令第４条の２第４項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を政令第４条の３第１項第１号の年伐面積とみなして計算するものとする。

２ 政令第４条の３第１項第４号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

- （１） 当該箇所に係る申請が１である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
- （２） 当該箇所に係る申請が２以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

（許可期間の延長申請）

第 16 条 法第 34 条第 1 項の許可を受けた者（以下「伐採許可者」という。）が、第 13 条に規定する決定通知書に記載された伐採の期間の延長の申請をしようとするときは、当該決定通知書に記載された伐採期間の終了する日の２週間前までに、保安林内立木伐採許可期間延長申請書を徴するものとする。ただし、伐採期間の延長は、60 日を超えることはできないものとする。

（届出の処理）

第 17 条 法第 34 条第 8 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び届出者が補正の指示に従わないときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

なお、その内容が適当と認めて受理した場合は、当該届出者及び当該立木の所在地を管轄する市町村長にその旨を通知するものとする。この場合において、指定施業要件又は許可の条件として植栽が義務付けられているときは、森林所有者に対し伐採後の植栽義務等について通知するものとする。

２ 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう指導するものとする。

３ 第 1 項の規定により通知した植栽が終了したときは、その旨の届出を森林所有者等から徴するものとする。

なお、この届出があったときは、第 34 条の規定を準用する。この場合において、「当該植栽の期間の満了後」とあるのは「第 17 条第 3 項の届出後」と読み替えるものとする。

４ 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

（立木伐採許可を要しない場合）

第 18 条 省令第 60 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

２ 法第 34 条第 9 項及び省令第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの届出があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、別表 7 の別紙様式第 6 号を作成するものとし、その内容が適当と認めて受理したときは当該届出者及び当該立木の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

なお、届出書に添付する図面は、原則として保安林台帳の図面又は地域森林計画の森林計画図の写しとする。

- 3 前項の届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び届出者が補正の指示に従わないときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 4 省令第60条第1項第5号から第9号までの届出に係る伐採面積は、政令第4条の2第4項に規定された「法第34条第1項の許可をした面積」には含まれないものとする。

（択伐又は間伐の届出）

第19条 法第34条の2第1項に規定する「人工植栽に係る森林」とは、現況の主林木の相当部分が人工林であつて植栽義務が定められた森林をいう。

- 2 法第34条の2及び法第34条の3の届出書の提出があつたときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行うとともに、択伐にあつては別表7の別紙様式第3号を、間伐にあつては第4号を作成し、その内容が当該保安林に係る指定施業要件等に適合すると認めて受理したときは当該届出者及び当該立木の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

なお、届出書に添付する図面は、原則として保安林台帳の図面又は地域森林計画の森林計画図の写しとする。

- 3 前項の届出に係る伐採の期間が満了したときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

（変更命令）

第20条 法第34条の2第2項（法第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく伐採の計画を変更すべき旨の命令は、書面をもって行うものとする。

第21条 【削除】

第7 作業許可及び届出

（許可申請書に添付する書類）

第22条 作業許可の申請があつたときは、省令第61条に規定する書類のほか、施設の設置に係る申請については、具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書、実施設計図、土量計算書その他の必要な図書を徴するものとする。

なお、森林の施業・管理に必要な路網の作設に必要な作業許可の申請については、別表8に定めるものとする。

（土地の形質を変更する行為）

第23条 法第34条第2項の「土砂若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 農地の造成
- (2) 鉱物の採掘
- (3) 宅地の造成
- (4) 土砂捨てその他物件の堆積
- (5) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (6) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

（許可を要しない柵の範囲）

第 23 条の 2 法第 34 条第 2 項の規定に基づく作業許可のうち、別表 9 に掲げる許可基準 4

（１）①の施設の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合の例示に掲げる柵を設置する場合であって、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしない行為は、作業許可を要しないものとする。

作業許可を要しない柵は次に掲げるとおりとする。ただし、電気柵及び連続した基礎を設置する構造の柵は、この限りでない。

ア ワイヤーマッシュ柵

イ 金網柵

ウ ネット柵等

- 2 前項の規定に適合する柵の設置にあつては、あらかじめ森林の所在場所、行為の目的、行為の方法及び期間を記載した柵の設置届出書を徴するものとする。
- 3 前項の規定による届出は、行為をしようとする日の 2 週間前までに徴するものとする。
- 4 前項の届出書の提出があったときは、図面及び柵の種類及び構造が明らかとなる資料を徴するものとする。

（許可申請の適否の判定）

第 24 条 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過した後（意見書の提出があったときは、これについて法第 32 条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に省令第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表 9 に掲げる許可基準を満たす場合は、この限りでない。

- （１）立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - （２）立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合
 - （３）下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理化学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - （４）家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
 - （５）土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2 年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
 - （６）開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合
- 2 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき立木伐採許可を要するときに当該許可がなされていないときは、許可しないものとする。

（許可申請の処理）

第 25 条 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、別表 7 の別紙様式第 5 号を作成するものとする。

- 2 前項の申請が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び申請者が補正の指示に従わないときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 3 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- 4 許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について許認可等を必要とする場合であつて、当該許認可等がなされる前に許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するものとする。

(許可の条件)

第 26 条 法第 34 条第 6 項の規定に基づき作業許可について付する条件は、次によるものとする。

(1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

① 第 24 条第 1 項のただし書に該当しない行為

- ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から 5 年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から 2 年以内の期間とする。

② 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

③ 別表 9 に掲げる行為

- ア 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。
- イ 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表 9 の 1 及び 2 にあつては、当該行為に着手する時から 5 年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表 9 の 3 及び 4 にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

(2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

(指定施業要件の特例が定められた保安林の作業許可)

第 26 条の 2 第 8 条第 2 項に基づき指定施業要件を変更し、作業許可の際に条件として付した行為の期間（以下「条件期間」という。）内に限り植栽することを要しない旨の指定施業要件の特例（以下「指定施業要件の特例」という。）を定めた保安林については、当該作業許可の申請書に記載されている期間（以下「申請期間」という。）の終期が条件期間が終了する日以降の場合には、条件

期間内に当該作業許可の申請がなくとも、第 24 条に準じて調査を行い当該作業許可に係る行為が当該作業許可に基づきなされていることを確認した上、第 25 条に規定する処理をすることができるものとする。なお、指定施業要件として植栽の期間が定められていない保安林についても同様である。

（許可期間の延長申請）

第 27 条 法第 34 条第 5 項の許可を受けた者（以下「作業許可者」という。）が、当該許可に係る行為の期間を延長しようとするときは、作業許可期間の終了する日の 2 週間前までに保安林内作業許可期間延長申請書を徴するものとする。

（許可に係る照査）

第 28 条 当該許可に係る行為が終了した旨の届出があったとき又は許可の条件とした期間が経過したときは、当該行為が適切になされたかどうかの実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うものとする。

（届出の処理）

第 29 条 法第 34 条第 9 項の届出、省令第 63 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の届出及び第 23 条の 2 第 3 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行うとともに、別表 7 の別紙様式第 5 号又は第 6 号を作成するものとし、その内容が適当と認めて受理したときは当該届出者に通知するものとする。

なお、届出書に添付する図面は、原則として保安林台帳の図面又は地域森林計画の森林計画図の写しとする。

- 2 前項の届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び届出者が補正の指示に従わないときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

（作業許可を要しない場合）

第 29 条の 2 省令第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

（許可証の掲示）

第 30 条 作業許可者は、当該許可期間中、工事現場の見やすい場所に保安林内の土地の形質変更等許可証を掲示しなければならない。

（許可後の保安林の管理）

第 31 条 作業許可を行った場合には、必要に応じ現地の巡回、調査等を行い、許可に係る行為の実施状況等を把握するものとする。特に、施設の設置等が完了したときは、所要の調査を実施し、施工結果の確認を行うものとする。

- 2 調査等の結果、行為の内容が申請の内容と異なる場合又は許可に付した条件に従っていない場合には、当該許可を受けた者に対し、当該行為を是正するよう指導を行い、是正されない場合には、復旧命令等適切な措置を講ずるものとする。
- 3 管理台帳等を調製し、許可に至る経緯、許可に係る土地の所在場所及び面積、行為の概要、行為の期間、現地指導等の特記事項、施設等の維持・管理の状況、その他必要な項目について整理するものとする。

第 32 条 【削除】

第8 植栽の義務

(植栽本数等)

第33条 省令第57条第3項の適用は、指定施業要件として伐採種が定められていない森林において、択伐による伐採が行われる場合についても適用するものとする。

- 2 指定施業要件として定められている複数の樹種を植栽するときは、樹種ごとに、植栽する1ヘクタール当たりの本数を省令第57条第2項の規定による植栽本数で除した値を求め、その総和が1以上となるような本数を植栽するものとする。

(植栽の義務の履行の確認)

第34条 法第34条の4の植栽の義務の履行について、指定施業要件として、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林又は伐採許可若しくは作業許可の際に植栽が条件付けられている保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、植栽が行われたかどうかを調査し、別表7の別紙様式第1号から第3号までのいずれかを作成するものとする。特に、満1年未満の苗を植栽した場合にあっては、根元径及び苗長が明らかに規格を満たしていないなど不適当な苗が植栽されていないことを、目視等の方法により確認するものとする。

- 2 法第34条第8項又は第9項の届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた1ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。

(植栽の義務の免除の認定)

第35条 省令第72条第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が必要であると認めた場合において、次のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。

なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽をしなければならない旨を付して認定する。

- (2) 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり、又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合。

なお、この場合には、植栽の義務を停止する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定するものとする。

- 2 前項の規定に係る保安林内植栽義務例外認定請求書の提出があったときは、実地調査を行うほか、適宜の方法により十分な調査を行い、請求が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び請求者が補正の指示に従わないときは請求者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 3 前項の請求が承認すべき事項に該当する場合はこれを承認するものとし、承認した場合はその旨を、承認しない場合はその理由を付してその旨を、遅滞なく書面により請求者に通知するものとする。

(植栽の義務の猶予の認定)

第36条 省令第72条第2号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合において、次のいずれにも該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明

らかにすることとする。

- (1) 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合
 - (2) 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合
- 2 前項の規定に係る保安林内植栽義務例外認定請求書の提出があったときは、実地調査を行うほか、適宜の方法により十分な調査を行い、請求が不適法であつて、補正することができるものであるときは直ちにその補正を求め、補正することができないものであるとき及び請求者が補正の指示に従わないときは請求者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- 3 前項の請求が承認すべき事項に該当する場合はこれを承認するものとし、承認した場合はその旨を、承認しない場合はその理由を付してその旨を、遅滞なく書面により請求者に通知するものとする。

第 37 条 【削除】

第 9 監督処分

（監督処分を行うべき場合）

- 第 38 条** 法第 38 条第 1 項又は第 2 項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が立木伐採許可又は作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が立木伐採許可若しくは作業許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号若しくは第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により立木伐採許可若しくは作業許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。
- 2 法第 38 条第 1 項又は第 3 項の造林命令は、立木伐採許可を受けずに立木の伐採が行われた場合のほか、立木の伐採が、当該許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合又は法第 34 条の 2 第 1 項の届出をせずに行われた場合であつて、造林によらなければ当該伐採跡地につきの確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。
- 3 法第 38 条第 2 項の復旧命令は、作業許可を受けずに立竹の伐採その他の行為が行われた場合のほか、当該行為が当該許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合であつて、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路若しくは鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅若しくは学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。
- 4 法第 38 条第 4 項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

（監督処分を行うべき時期）

- 第 39 条** 中止命令及び植栽命令にあつては違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令にあつては当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

（監督処分の内容）

- 第 40 条** 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。
- 2 法第 38 条第 2 項に規定する期間は、原則として、命令をする時から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。
- 3 法第 38 条第 4 項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。
- 4 監督処分の方法
法第 38 条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付して行うものとする。
なお、(4)には当該命令の内容の実施状況の報告をすべき事項及び保育その他当該保安林の維持管理上の注意すべき事項を含むものとする。
- (1) 命令に係る保安林の所在場所
 - (2) 命令の内容
 - (3) 命令を行う理由
 - (4) その他必要な事項
- 5 違反行為に対する措置等については別表第 10 によるものとする。

第 41 条 【削除】**第 42 条 【削除】****第 43 条 【削除】****第 10 損失補償****（損失補償の対象等）**

- 第 44 条** 法第 35 条及び政令第 5 条の規定による損失補償（以下「補償」という。）のうち県が行う法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林の補償は、損失を受けた者からの申請に基づき知事において損失補償を受けるべき者に対して補償を行うものとする。
- 2 補償は、次の各号のすべてに該当する保安林（以下「補償対象保安林」という。）の立木（標準伐期齢以上のものに限る。）を対象として行うものとする。
- (1) 指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐又は択伐が定められた保安林。
 - (2) 標準伐期齢以上の立木がある保安林。
 - (3) 森林所有者等（保安林として指定された森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木又は土地の使用又は収益する者をいい、その継承人を含む。以下同じ。）が国又は地方公共団体でない保安林。
 - (4) 過去において法第 41 条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行われたことのない保安林。
 - (5) 補償に係る保安林が、法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までの目的を達成するための保安林（以下「4 号以下保安林」という。）であって法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの目的を達成するための保安林（以下「流域保全保安林」という。）に重ねて指定されている場合にあっては、4 号以下保安林に係る指定施業要件に定める制限と、流域保全保安林に係る指定施業要件に定める制限とを比較して、4 号以下保安林に係る指定施業要件に定める制限がより厳しい保安林。

(補償の対象外)

第45条 次の各号に掲げる保安林については、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により補償すべき損失が生じないと考えられるので、補償は行わないものとする。

- (1) 近傍類似の普通林の取扱から類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外として認められる保安林。
- (2) 保安林の指定によって利益を受ける者と当該保安林の森林所有者等とが同一である保安林。
- (3) 現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林。

(損失補償の方法)

第46条 補償は、金銭をもって行うものとし、次条の規定により算定される毎年の補償の額を交付するものとする。

(補償の額)

第47条 保安林の立木に係る補償の額は、当該保安林に係る指定施業要件として定められた主伐に係る伐採種の区分に従い、それぞれ次の各号に定める算式により算出した額を毎年の損失額とみなし、当該損失額に相当する額とする。

(1) 禁伐

$$A \cdot P$$

A：林分立木価額

P：法定利率

(2) 択伐

$$\left\{ A - \left[R_1 + \frac{R_2}{P} \right] \right\} P$$

A：林分立木価額

R_1 ：保安林の指定後最初に行う択伐による伐採の収穫価

R_2 ：保安林の指定後第2年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価

P：法定利率

2 前項の算式における林分立木価額は、次の算式により算出される当該林分に係る立木の価額の合計額とする。

$$\left\{ f_1 \left[\frac{A_1}{1 + n r} - B_1 \right] + f_2 \left[\frac{A_2}{1 + n r} - B_2 \right] + f_3 \left[\frac{A_3}{1 + n r} - B_3 \right] \right\} V$$

f_1 ：素材となる部分の立木材積に対する割合

f_2 ：薪材となる部分の立木材積に対する割合に薪材1立方メートルから生産される薪の層積立方メートル数又は束数を乗じて得た割合

f_3 ：炭材となる部分の立木材積に対する割合に炭材1立方メートルから出産される木炭の俵数を乗じて得た割合

$A_1 A_2 A_3$ ：それぞれ1立方メートルの素材、1層積立方メートル若しくは1束の薪又は1俵の木炭の、もより市場における取引価格

n : その立木の伐出事業の投下資本の推定回収期間

r : 伐出事業の推定総資本月収益率

$B_1 B_2 B_3$: それぞれ素材 1 立方メートル当り、薪 1 層積立方メートル若しくは 1 束当り又は木炭 1 俵当りの伐採、加工、運搬その他もより市場において販売するまでに要する経費の合計額

V : その立木の材積

- 3 前 2 項の算式における各計算項目の数値は、法第 33 条第 1 項の規定による保安林の指定の告示のあった日現在における数値によるものとする。ただし、その後において著しい事情の変更があったときは、その数値を適正なものに補正することができる。

(補償額の月割計算)

- 第 48 条** 前条の補償の額は、年の途中において保安林の指定その他補償を行わなければならない原因が生じたときは当該原因の生じた月の翌月から月数により、年の途中において保安林の指定の解除その他補償を行うことを要しない原因が生じた当日までの月数により、それぞれ月割計算するものとする。
- 2 森林所有者等若しくは保安林の指定施業要件の変更等により補償をすべき相手方又は補償の額の算出方法に変更があった場合における補償の額についても、前項の例に準じ、月割計算するものとする。

(補償の請求)

- 第 49 条** 補償を受けようとする森林所有者等は、毎年の補償の額について、その翌年の 1 月 31 日までに、次に掲げる書類（正副 2 通）を知事に提出して請求するものとする。
- (1) 補償請求書（様式 A-41 号）
 - (2) 損失額算定書（様式 A-42 号）
 - (3) 森林所有者等であることを証する書面

(補償の決定)

- 第 50 条** 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、別に定める様式による予備調査書及び評価調査書を作成の上、補償の要否及び補償をすべき場合にあつてはその補償額を決定する。
- 2 知事は、前項の規定による決定をしたときは、補償すべきものと決定した場合にあつてはその補償の額を、補償すべきものでないと決定したときはその旨及びその理由を、補償の請求をした者に対して通知するものとする。

(受益者の負担)

- 第 51 条** 法第 36 条第 1 項の規定による受益者の負担は、補償対象保安林について前条第 1 項の規定により補償すべきものと決定した場合において、当該保安林の指定によって利益を受ける特定の者（以下「受益者」という。）について行うものとする。ただし、受益者一人当たりの負担金の計算額が極めて少額である場合には、この受益者の負担は、行わないものとする。
- 2 前項本文に規定する受益者とは、保安林の指定によって利益を受ける物件（以下「受益物件」という。）の所有者、その他権原に基づき使用する又は収益を受ける者とする。
- ただし、受益物件である道路について道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路管理者がある場合には、当該道路管理者をもって受益者とするものとする。
- 3 前項本文に規定する受益物件とは、道路、鉄道、発電施設、用水施設その他の施設、農地、森林その他の土地、漁業権およびその他これらに類するものとする。

(受益者の負担額)

- 第 52 条** 1 保安林に係る受益者の負担金の額は、当該保安林に係る補償の額に相当する額とする。
- 2 1 保安林に係る受益者が 2 人以上ある場合における受益者別の負担金の額は、当該受益者に係る

受益物件の評価額の割合により算定するものとする。ただし、受益の程度が受益物件により著しく相違する場合には、その割合によって算定することができるものとする。

- 3 受益物件の評価額、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参しゃくして算定するものとする。

（受益者負担金の通知）

第 53 条 知事は、前条の規定により受益者の負担金の額を決定したときは、その金額並びに納付の期日及び場所を通知書（様式 A-43 号）により当該受益者に通知するものとする。

（受益者負担金の納付）

第 54 条 前条の規定による通知を受けた受益者は、収入通知者が発行する納入通知書により負担金を納付するものとする。

- 2 前項の納入通知書

第 11 その他

（森林審議会）

第 55 条 知事は、保安林の指定又は解除に当たっては、山梨県森林審議会に諮問するものとする。ただし、知事は国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除きあらかじめ審議会の意見を聴いて、基本方針を定めておき、当該方針に照らし保安林の指定又は解除の適否を判断することができるものとする。

（申請書等の様式）

第 56 条 関係様式については、別紙様式一覧表に掲げる様式 A-1 号から様式 A-43 号のとおりとするが、法令で定められている事項については、その様式を襲用し、その他のものは必要に応じ準用する。

附則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。